

「〔仮称〕ふくしま農業人材育成センター施設整備」基本・実施設計業務

公募型プロポーザル募集要領

1 目的

昭和 63 年 4 月に開校した福島県農業短期大学校は、「次代の本県農業を担うたくましい実践力と豊かな創造力を身につけ、国際化に対応できる農業者及び地域農業指導者を育成する」ことを教育目標に掲げ、本県農業の高等教育機関としての役割を果たしています。

開校以降 1,800 名を超える卒業生からは、本県農業の発展を支える優れた農業経営者として、また、産地をけん引するリーダーとして活躍する人材を輩出してきていますが、この間にも、本県農業は、想定を上回る速度で農業担い手の減少や高齢化、集落機能の低下など農業構造の脆弱化が進行しているところです。

本県では、平成 26 年度から「ふくしまからはじめよう。攻めの農業技術革新事業」等によりスマート農業の実装化の実証を進め、震災からの早期復興を目指して施策展開してきており、農業短期大学校においてこれらに呼応する本県農業の持続的な発展に重要なスマート農業の教育・研修体制を強化する必要があります。

このことから、県内唯一の農業実践の高等教育機関として「就農後の経営を早期に安定化できる資質を備え、地域のリーダーとなる農業者を多く輩出する」ため、本県農業を支え、国内はもとより国際競争力を見据えた幅広い知識と鋭い経営感覚、高い技術を習得した人材（農業者）の育成・確保を目的として、教育及び研修の運営と必要となる施設等の整備を行います。

本プロポーザルは、これにふさわしい施設を整備するため、優れた技術力や創造力、問題解決力を有する設計者を募集するものです。

2 事業の名称

農業短期大学校施設統合整備事業（〔仮称〕ふくしま農業人材育成センター施設整備）

3 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式

4 主催及び事務局

(1) 主 催 福島県

(2) 事務局 福島県農林水産部農業担い手課

5 事業の概要

(1) 施設名称 (仮称) ふくしま農業人材育成センター

(2) 主要用途 専修学校（学校基本法第 124 条）

(3) 建設地 西白河郡矢吹町一本木 446 番地の 1

(4) 施設計画

- ① 施設構成 農業短期大学学校教育・研修施設
- ② 主要施設
 - ・教育、研修：スマート農業研修室、農業機械格納、ゼミ室等
 - ・生活、交流：学生寮、研修生・講師宿泊室、水回り室
農外作業準備室、ロビー、ロッカー等
 - ・管理：警備室、静養室
- ③ 施設定員
 - ・学生 120名 うち寮利用 111名
 - ・研修生 200名 うち宿泊を伴う人数 36名
 - ・教職員 50名 (教員・事務職員)
- ④ 延べ面積 4,000 m²程度
- ⑤ 構造 木造を基本とする
- ⑥ 階数 平屋建てを基本とする
- ⑦ 工事費 約 22 億円
(工事費(建築・電気・機械・外構)、消費税を含む)
- ⑧ 全体工程 令和3年度～令和4年度 基本・実施設計
(予定) 令和5年度～令和6年度 建築工事
令和7年度 開設

(5) 建設敷地

- ① 敷地面積 約 8,000 m² (農業短期大学敷地約 397,940 m²の一部(グラウンド))
- ② 前面道路 構外
 - ・南西側：町道松倉大池線(幅員5.6m) ※校門に接続
 - ・南側：県道石川矢吹線(幅員8.0m)
 構内
 - ・校門入口：約6.5m
 - ・グラウンド南側：約4.8m
 - ・グラウンド東側：約3.9m
- ③ 都市計画
 - ・都市計画区域(区域区分未設定)
 - ・用途地域の指定なし
 - ・防火・準防火地域の指定なし ※建築基準法22条区域内
- ④ 周辺環境
 - ・JR東北本線矢吹駅から南東約2kmに位置し、県道石川線に近接して
いて、あぶくま高原道路矢吹中央ICからのアクセスもよい。
 - ・北側には矢吹町役場や住宅地があり、東側には農地が広がっている。
- ⑤ その他
 - ・建設エリアは概ね平坦であり、大規模な造成工事は不要と想定して
いる。

(6) 関連資料

建設予定エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。

本資料は、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 別図1 案内図・位置図
- ② 別図2 敷地図(全体図)
- ③ 別図3 敷地図(計画エリア図)

- ④ 別図 4 敷地現況写真
- ⑤ 資料 1 「福島県農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）機能強化に関する基本構想」
※施設整備に係る基本的な事項・考え方を記載
- ⑥ 資料 2 技術提案に関する補足資料
- ⑦ 資料 3 地質調査データ（建設時）（参考）
- ⑧ 資料 4 令和 2 年度学校要覧（参考）

6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者（以下、「参加者」という。）は、以下の課題について提案してください。

（1）福島県農業の持続的発展に向けた先端技術（スマート農業）を学べる施設の在り方に関する提案

○ 技術の基本的な知識・操作、実践による理論を習得させるとともに、生産性向上が農業経営改善や地域へどのように寄与するかなどの経営管理能力も養えるカリキュラムを実機を駆使して学べる施設となるよう次の事項を含めた効果的な提案を行ってください。

- ・施設内にスマート農業関連機械・機器を効率的に搬入できる平面計画
- ・3Dプロジェクタ導入等による新しい教育・研修スタイルを実現させる機能と魅力的な空間デザイン

（2）良好な教育・研修環境の中で学生や研修生が快適に過ごせる施設の在り方に関する提案

○ 本施設の基本的な機能等の確保や既存建築物との連携はもとより、学生の入学意欲、県内外からの研修希望が高くなるような施設となるよう次の効果的な提案を行ってください。

- ・学生や研修生が安心して生活または快適に学習、研修に臨めるよう機能等の確保や既存建築物との連携、バランスのとれた配置計画

（3）学生等の自らの学びと農業者、指導者等と多様な交流を促す施設の在り方に関する提案

○ 学生が自然と集まり、授業外でも勉強する学生が生まれるよう、また、学生、研修生、指導者等相互の情報交換拠点となるよう効果的な提案を行ってください。

- ・自立的な学習が可能となる機能性の確保
- ・学生、研修生、指導者等が相互に学び合うとともに、交流拠点となる自由でくつろげ、また農業法人等と雇用就労のマッチングの創出にも資する空間デザイン

（4）伝統と革新、地域に配慮した意匠、県産材の積極的な活用とエネルギー性能が高く持続可能性に優れた施設の在り方に関する提案

○ 本施設は、県産材の活用を通し地球環境に優しく、学校の歴史、地域・自然環境等を考慮し卒業生や地域の人たちにも親しみを持ってもらうとともに、スマート農業を学ぶ革新的な要素も取り入れた外観デザインの提案を行ってください。

○ 本県の森林資源の活用、消費エネルギーを抑制するとともに、持続的な施設を見据えながら次の事項について効果的かつ具体的な提案を行ってください。

- ・県産材や高度な技術を活かした特色ある構造美や、学生、研修生、指導者等がスマート農業を取り入れた農業発展に向けた意欲や創造力を沸き立たせるような

空間及び外観デザイン

- ・省エネルギー、再生可能エネルギーの活用
- ・維持管理の容易性

(5) その他本施設の計画において特に重要と考える提案

- 上記の他、本施設の整備において参加者が特に重要と考える課題もしくは特に提案したい考えがある場合は参加者独自の提案を行ってください。

※ 本プロポーザルにおける評価の項目は上記(1)～(5)の5項目とし、それらを総合的に評価します。

7 スケジュール

(1) 募集要領及び各種様式等の請求受付期間

令和3年5月14日(金)から令和3年6月22日(火)正午まで

(2) 現地説明会

令和3年6月3日(木)13時00分から ※参加人数に応じて日程追加します

(3) 「参加表明書」及び「技術提案書」の提出に係る「質問書」の受付期間

令和3年5月14日(金)から令和3年6月22日(火)正午まで(必着)

(4) 「質問書」に対する回答

令和3年6月25日(金)

(5) 「参加表明書」の提出期間

令和3年5月14日(金)から令和3年6月22日(火)正午まで(必着)

(6) 「技術提案書」の提出期間

令和3年5月14日(金)から令和3年7月5日(月)正午まで(必着)

(7) 第一次審査

令和3年7月23日(金)

(8) 第一次審査結果発表及び通知

令和3年7月下旬頃

(9) 第二次審査及びヒアリング

令和3年8月10日(火)

(10) 第二次審査結果発表及び通知

令和3年8月下旬頃

8 参加資格等

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日(令和3年6月22日)において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

- ① 1者単独(設計共同体でないもの)

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

カ 延床面積 1,000 ㎡以上の建築物（工場、車庫、倉庫、ショッピングセンター、競技場を除く。）の実施設計実績を有する者であること。

※1 実施設計実績とは、過去 15 年間の国内における実績（民間工事を含む）で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績は、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は 1 名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計 JV）

ア 2 者又は 3 者で構成する設計共同体であること。（県外事業者との JV 可）

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、

①ーア～カの全ての条件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア（福島県知事以外の登録も可）～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV 協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV 協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること

（一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の提案者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者または 1 設計共同体 1 提案とします。

(3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)－①ア（福島県知事以外の登録も可。）～オの資格要件を満たし、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、建築士事務所の登録は求めません。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が 14－⑦及び 14－⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式 3－3）に記載しないでください。
- ・協力者についても、(1)－①ーイ～オの資格要件を満たす必要があります。

9 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和 3 年 5 月 1 4 日（金）から令和 3 年 6 月 2 2 日正午まで（火）
（窓口の配布は、閉庁日を除く 9 時から 17 時までとなります。）

(2) ウェブページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

(3) ウェブページ以外からの取得

上記 (1) の配布期間中、次のいずれかの方法により配布します。

（対象データを複製した DVD-R を配布します。）

①窓口での配布

電子データ保存用の媒体（未使用の DVD-R）を事務局（本要領 22 に記載。以下同じ。）まで持参してください。

② 郵送による配布

電子データの保存用の媒体（未使用の DVD-R）を以下により事務局まで送付してください。

- ・申請封筒：「〔仮称〕ふくしま農業人材育成センター施設整備プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記すること。
- ・同封物：電子データ保存用の媒体（未使用の DVD-R）
返信用封筒（DVD-R 対応のサイズとし所定の郵便切手を貼付）

- ・郵便種別：一般書留又は簡易書留郵便
- ・その他：配付期間内の消印があるものが有効。

(4) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。

様式の作成に係る詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 参加表明書 | 様式 1 |
| ② 主要業務実績 | 様式 2 |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式 3-1-1、様式 3-1-2 |
| ④ 再委託事務所 | 様式 3-2 |
| ⑤ 技術提案提出書 | 様式 4 |
| ⑥ 技術提案書 | 様式 5 |
| ⑦ 質問書 | 様式 6 |
| ⑧ 取組体制説明書 | 様式 7 |
| ⑨ 業務報告書 | 様式 8 |
| ⑩ 設計共同体協定書（例） | 参考資料 |

10 現地説明会

(1) 開催日時 令和3年6月3日（木）13時00分から（2時間程度）

（※参加人数に応じて日程を追加します）

(2) 場 所 福島県農業総合センター農業短期大学校 現地

(3) 内 容

- ・募集要領の主旨説明
- ・基本構想の概要説明
- ・建設敷地及び既存施設の見学 等

(4) 見学上の留意点等

- ・見学範囲は、建設敷地、隣接する既存施設の一部を予定しています。それ以外の施設等は見学できません。
- ・見学時は係員の誘導に従い、学生や学校運営等施設機能に支障のないよう十分な配慮をお願いします。
- ・建物内のカメラ等による撮影は禁止します。なお、建物外の撮影は可能です。

(5) 参加申し込み

- ・現地説明会への参加を希望される場合は、以下により事前に申込みください。
様 式：任意（表題は「〔仮称〕ふくしま農業人材育成センター施設現地説明会」と明記）

記載事項：①社名、②氏名、③連絡先（電話・電子メール）

申込期限：令和3年5月28日（金）正午まで

申込方法：電子メール（事務局宛て）

(6) その他

- ・会場の都合上、各社2名までの出席とします。

- ・プロポーザル提案の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・農業短期大学校外来駐車場を使用してください。
- ・本説明会以外の施設見学の機会はありません。

11 質問書

(1) 質問書の提出

① 提出様式

質問書（様式6）

② 提出方法

持参、郵送、電子メールいずれかの方法により事務局まで提出してください。

③ 提出期限

令和3年5月14日（金）から令和3年6月22日（火）正午まで（必着）

※1 電子メールの場合は、電話連絡により着信を確認してください。

※2 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(2) 質問に対する回答

① 回答日

令和3年6月25日（金）

② 回答方法

事務局のホームページに回答書を掲示します。

また、事務局において配付することもできます。

12 参加表明書

(1) 提出様式

① 参加表明書

様式1

② 主要業務実績

様式2

③ 管理技術者・主任技術者

様式3-1-1、様式3-1-2

④ 再委託事務所

様式3-2

⑤ その他

・設計共同体的場合は、①～③のほかJV協定書の写しを提出してください。

・JV協定書（例）の第8条第2項で記載している「設計共同体的分担業務額に関する協定書（写し）」は、契約締結後7日以内に提出となります。

・詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和3年5月14日（金）から令和3年6月22日（火）正午まで（必着）

※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれ

かの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(4) その他

- ・資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話等で問い合わせる場合があります。

13 技術提案書

(1) 提出様式

- ① 技術提案提出書（様式 4） 1 部
- ② 技術提案書（様式 5） 9 部
- ③ その他

- ・技術提案書（様式 5）は A 3 版横合計 2 枚以内に横書きで記載する。
- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者（以下「ヒアリング要請者」という。）は、「取組体制説明書（様式 7）」「業務報告書（様式 8）」を指定期日までに事務局に提出してください。
- ・ヒアリング用の新たな資料の配付及び提案等は認めません。
- ・詳細は「別紙 1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和 3 年 5 月 1 4 日（金）から令和 3 年 7 月 5 日（月）正午まで（必着）

- ※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

14 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出のあった技術提案書を無効とします。

なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 8 に定める設計者に付した条件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合しない場合。
（参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。）
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、様式 3-1 に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。
（病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ⑦ 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。

- ⑨ 取組体制説明書（様式 7）に記載された者の中に、主たる勤務先や所属が審査委員と同じ者がいる場合。

15 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

（1）第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を 3～5 者程度選定します。

（2）第二次審査

要請者からのヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

16 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下により実施します。

（1）実施日等

- ① 日 時 令和 3 年 8 月 1 0 日（火）
- ② 場 所 後日指定（ヒアリング要請にあわせて通知します。）

（2）実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します（ヒアリング後の審査は非公開）。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリング要請者側の出席は、意匠担当技術者を含め 3 名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者自身及び関係者のヒアリング会場への入室（傍聴）は受付にて記名の上で可能です。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書（様式 5）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。なお、質疑応答は技術提案書（様式 5）に係る全ヒアリング要請者による説明が終了した後に全者を対象に一括して実施します。
- ⑥ 技術提案書（様式 5）の内容を拡大した投射（パワーポイント等）は可能とします。（その他説明用の加工や資料の追加は認めません。）
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリングの参加報酬として 1 要請者あたり 10 万円を支払います。（ヒアリングに出席しなかった場合を除く。）
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

17 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「農業短期大学校施設統合整備事業（〔仮称〕ふくしま農業人材育成センター施設整備）基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正な審査を行います。

古谷 誠章	（早稲田大学創造理工学部建築学科教授）
浦部 智義	（日本大学工学部建築学科教授）
新田 洋司	（福島大学食農学類教授）

滝田 国男 (株式会社吉野家ファーム専務取締役)
田母神秀顕 (福島県土木部営繕課長)
松浦 幹一郎 (福島県農業総合センター農業短期大学校長)
竹内 孝重 (福島県農林水産部農業担い手課長)

18 審査及び審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、参加者に通知します。なお、事務局のホームページには契約を締結した後に公表します。

19 技術提案書の取扱い

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)
- ⑥ 技術提案書は、全て公表します。
(ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。)
- ⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書を無償で使用できるものとします。

20 設計業務の契約

(1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を設計候補者とし、福島県財務規則に基づく契約交渉を行います。ただし、8-(1)-①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を設計候補者とします。

(2) 業務内容

本施設の新築及び外構整備等に係る基本・実施設計

(3) 設計期間(履行期限)

契約締結の日から16ヶ月程度を想定

(4) その他

工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。
なお、その場合も(1)の条件を満たす必要があります。

21 工事の入札参加資格の制限

本件業務を受注した者（再委託事務所を含む）が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

22 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- ② 技術提案の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（平成 31 年国土交通省告示第 98 号に準拠）により算出した金額以内とします。
- ④ 設計業務の契約後は、様式 3-1 に記載した管理技術者及び主任技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除き、変更することはできません。
※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び様式 3-1 に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。
- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定された単位とします。

23 問合せ先（事務局）

このプロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供等を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県農林水産部農業担い手課
- ② 所在地：〒960-8043 福島市杉妻町 2 番 16 号（西庁舎 5 階）
- ③ 電 話：024-521-7340（直通）
- ④ F A X：024-521-7938
- ⑤ メール：nougouninaite@pref.fukushima.lg.jp
- ⑥ U R L：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/ninaite66.html>

（「ふくしま農業人材育成センター」で検索ください）